

所、至而母江孝養を尽し子供ニハ奇特成ものと被聞召上、思召を以奥御茶道格小坊主動を被仰付候、是こそ冥加至極難有者ニ御座候、曾而素弟子ニ被仰付候、仍而大坂ニ而ハ勝間氏へ居弟子ニでも遣置候様にとの思召ニて候、至而利口成ものニて候、先右之訳故御内々御聞置可被下候、(狎カ)狎御鳥類生物の才領ハ度々被仰付候へとも、人間之才領物ハ初而ニ而ちと迷惑成事ニて候しかし右様奇特成志之者ニ付、世話もいたし置度心持も有之候何も不遠上坂積ル御咄可申上残候、

〔理由〕「一昨々年琉人立云々」は一号書簡にある天保三年の琉球使節出府を指すと思われること、殊にその時五千兩拝借云々は天保三年二万兩の中五千兩を「琉人立方へ相渡」に相当すると思われること、又「諏訪治部も来未年江戸詰」とある未年は天保六年を指すと思われること、また「此度御出来候玉里御茶屋」という玉里茶屋の建造が天保五年であることは次の鎌田正純日記や新納久仰雜譜の記事で確實と思われること等から、天保五年の書簡と考えてよからう。即ち鎌田日記天保五年正月十八日の条に「今日七ツ過より伊舗御屋敷出来之場所江見物として仁礼善左衛門殿・森川孫八郎殿同道ニ而差越日入時分帰宅」とあり、更に五月十一日の条には「今日、先達伊敷屋敷松木御用に相成、玉里御茶屋江相なほり候、右為御返越後しま一反拝領被仰付候ニ付云々」即ち鎌田家の伊敷屋敷にあった松の木が玉里御茶屋に御用になつて移植され、その返札として今日越後しま一反を拝領したとある。正月十八日の「伊舗御屋敷」と

は、五月十一日の「玉里御茶屋」に相当すると考えられる。更に新納久仰雜譜も天保五年六月二十九日の条に「縞織越後老反御内々拝受被仰付候」として、その理由を自分の屋敷内の植木にゆす・かし・もかし類が沢山あり、「此節御新造之玉里御茶屋御用ニ、当五月比致進上置候処」、その返札として越後縞を下されたと、鎌田と同じ理由を述べている。はっきり「此節御新造之玉里御茶屋」とあることから、その建造が天保五年であることは動かせない。また諏訪治部は天保四年家老に任じ同六年依願御免となつており、同六年四月には治部を勘解由と改めているから〔君家世御城代御家老記〕、治部の「来未年江戸詰」とある未年は天保六年以外は考えられない。何故ならその前の未年は文政六年、このあとは弘化四年に当るからである。

(未完)

〔論文受理 昭五五・九・二六〕

感心いたし、至極之上都合ニ御座候間、来秋

調所笑左衛門

中將様御供ニ而御下り有之候ハ、至極之御鼻ニ而可有之、くれく

十月十六日

廣郷花押

れ来秋貴君御下りハ是非く今より御願申上置申候、私ニも御蔭

濱村孫兵衛様

を以拝領やしきニ家作も相整候付、是も是非御目ニかけ不申而ハ

人々御中

不相濟、又御下り御座候而も私やしき内ニ御住居も有之候付、何

も御懸念も無之事候付、是ハ是非御下り可被下候、貴君より御も

追啓 御家内様江も山々よろしく被仰上可被下候、家内共より

らい申上候石燈爐・手水鉢等も皆共庭へ居置申候、此度

も宜申上くれ候様申出候

上様御成之節一々言上仕置申候

又

一 上様此度御出来候玉里御茶や御作事料も都而御下し金ニ而相濟申

北南並京新地下河原など何様之事候や、御急激中ながら適々ニ

候、左候而貴君より被差上候千両之御利足も、玉里御茶や御修甫

ハ御遊参も被為在候半と、唯々思ひやり罷在申候、丁度紅葉時

料ニ差上置申候、以来も右千両八年々御手本ニ差上候筋ニ御治定

分御上京ニ付、高雄通天御見物も候半と御浦山敷奉存居申候、

いたし置申候、此儀も上坂之上細々申上候様ニ可仕候

又北南下河原辺御出張も御座候ハ、万々よろしく御伝へ可被

一 上様此上御沙汰ニハ磯並玉里御茶や孫兵衛拝見いたし候ハ、何と

下候、此度上坂ニ付而ハ寒天時分ニ御座候へとも、もしや御都

可申哉と、先度

合も出来候ハ、姫路又ハ大蔵谷辺ま、御出かけ下され候様奉

御沙汰有之候は、定而感心仕ニ而可有御座と申上置候付、伏見ニ

希申候、

而

一 此度も金之進・長兵衛御家老方出役ニハ安助左衛門と申者、是

御目見之節定而右御茶や御沙汰も有之候ハ、能々御聞置可被下

ハ江戸詰にて差越筈候付大坂迄召列、江戸より大迫源七罷下り

候、此度御出来候玉里御茶やハ殊之外御自まんの御茶やニて候、

候付右と交代いたさせ、右源七を私江召置候賦り御座候、夫ニ

御含居可被下候、

此度余計成事ハ御小姓之染川源七郎・椀山嘉笑と申御茶道同立

一 此度ハ弥勝間御同^{様カ}御上京為被下由、定而能御庭並腰掛雪隠等も

被仰付、長崎までも召列候積りニ御座候、右源七郎ニハ大坂よ

御出来被下候半と奉存候、早く上坂拝見いたし度楽罷在申候

り能^{麗カ}同立有之候ハ、出府候様被仰付置候、右嘉笑と申ハ私出府

右旁公私被交如此御座候、恐惶謹言

之節召列出府候様被仰付候、此嘉笑ニハ当年十四歳ニ罷成者候

入申候、然ハ逆何も御懸念等ニ及ヒ申事ニテハ無之、くれく御案し被下間敷候、市印一言無之事故御笑察可被下候、

一高崎金ニも猶々精勤いたし候付、此度江戸御留守居格勤方はまて通りと被仰付難有次第ニ御座候、先ハ御歎可被下候、同人よりも成行申上ルニハ可有之候、是等も貴君之御蔭故と奉存申候、

一薬師甚兵衛・桑原尚左衛門・同次郎左衛門、加藤平八、中村武兵衛此五人大坂御内用掛被仰付、皆共難有かり罷居申候、左候而一人ツ、滞坂之賦リニ御座候、此度ハ矢張甚兵衛相詰之筈ニ御座候右人数ニ而繰廻し上坂候筋ニ申付置申候へとも、過半甚兵衛滞坂之方可宜と存候付、其心組ニ而罷在申候、猶上坂之上旁御談可申上候、

一甚兵衛・平八・尚左衛門等御恩借ニ預り候金辻も昨年之砂糖高□□ニ大迷惑いたし、旁心配之様ニ相聞へ申候、尤今度拝借金ニて菜種子買入差登せ候ハ、相応利潤も有之算面故、私よりも申上金御貸被下候付、種子取入方いたし差登せ候筈候処、是ニも又少々故障有之(無換カ)□□こ、元ニ而売払候筋ニ相成候故、左まての利潤も無之哉ニ相聞へ申候、決而御借入金不首尾共ニ相成訳ニ而ハ無之由、

こ、元ニ而売捌候而も相応利潤も為有之哉ニ相聞へ申候、其許江御登せ候ハ、大利も有之所、其所ニハ不行届甚残多趣ニ相聞へ申候、皆共いまた開運ニハ至らす趣、併追々御蔭を以延立候下地偏

二貴君御世話被成下候故、一統難有□□カリカ居申候、

一私当方出立之儀も別而差急居申候へとも、三ヶ年下り不申所何歎

不行届勝ニて強はらのミ、金之進なとも甚不承知ニ而、是も昼夜

ニ掛彼是御利用向取扱いたし候へとも、何分仕応せかね困り入申候、併近々(セウ)済す申候付、何卒当月中ニハ是非いたし度存居申候へとも何分六ヶ敷、いつれ来月初旬ならてハ出立も調申間敷やと存

申候、左候而此度ハ最非長崎へ千代と立寄不申而ハ不相成趣も有之候付、中三日位滞崎之賦りに御座候、自出立日限治定候ハ、別段飛札を以申上候様可仕候、一向油断ハ仕不申候、是

三位様被仰付置候通り、いつれ毎年千代とツ、罷下り不申而ハ御改革も崩可申候、扱々困りたる事ニて候、

三位様御先見など、申ものハ、扱々恐敷御方様ニて為有之と奉存候、丁度被仰付置たる通りニて候、

一美作事も来早春ニハこ、元出立候積りニ申談置申候、定而正月十五日方出立ニも相成候やと存申候、

一砂糖其外御産物直段も御先見通り皆共直進ミ候而、別上御都合と奉存候、偏貴君御丹誠被下候故と忝奉存候、

一中将様来秋 御下向ニ付、こ、元(磯カ)□□御茶やへ被為入候付、御茶や御造作無御座候而ハ不相成、是ニも相応御金入ニ御座候、是も持下り金之内より残置不申候而ハ宜無之故其積りニ御座候、

御下向料並右様御家作御入用料等ニハ大金ニ及ひ、扱々入り入たる事ニて候、しかし是も是非無之候而ハ不相成御事、左様御入価

も皆貴君拙者之働ならてハ出来不申故心持ハ宜候、扱今度近衛様並田安様御借入金返金一件ニ而、当所一統も貴君之御取扱ニ唯々

大入りにて候、実ハ右金辻ハとふぞいたし永々琉球御貸付ニいたし度相含居候事故、おかしき事ニ御座候、いまた山芋中ニ御座候へとも、後ハ右之取扱いたし候含ニ御座候、左候而相成事候ハ、砂糖にて利分も差出候様ニと存候へとも、此節之所ハ先利金ニいたし置考ニ御座候、是も御笑察可被下候、

一兼而御噂申上置候久馬時代打崩しの尻ふきに此比手を附申候処、相成成金高二及び、扱々是ニは強はら千万ニ御座候へともいたし方無之、しかし是の取始末いたし候ハ、多人数難有かり候半と存申候、右二手を附候まで之内色々愁訴難訴申出候次第言語同断ニて候へとも、何分初発不都合之取斗故始末甚六ヶ敷込入申候へとも、此度持下り之金子之勢ひにて能取扱も相調、東、大大分手柄之筋ニ有之仕合にて候、是等も皆貴君之御蔭故御礼申上候

一先度も荒増申上候通り 近衛様並田安様御方御借入金貴君御始末被成下候一件、貴君拙者兩人ニ而大働仕候筋ニ而取扱候始末申聞候所、此儀ニハ先生を始其外一統も舌を振り居申候、よひ気味能心持にて候、是等ハ就中看板持ニ相違も無之事候へとも、右様申聞無之候而ハ一統不承知故無余儀右様ニ相咄置申候、左様ニ御聞置可被下候、尤

上様ニも是ニハ殊之外被遊 御満足、伏見ニ而孫兵衛ニ直ニ挨拶もいたし候半との 御沙汰も被為在候付、一字欠定而此度其通り之御事と存申候、右等旁始終御粉骨被下候一件

上様ニハ能々御承知も被下別而難有次第ニ奉存候、しかしこ、元

御家老中なともいまた

上様ほと染々納得ハ無之込入たるものニ御座候、然とも此度ハ先度一日昼過より丁度くれまでニ御改革初発より之事大山芋を掘り聞せ申候処、先生を始一言も無之、夫より何哉殊之外相替候様ニ相成仕合にて候、

一省五郎なども精勤ハいたし候得とも、此三ヶ年留守中ニ段々不行届候儀も有之、就中拙者向き分而一言無之事共有之、省五郎・高田十郎右衛門大赤面之次第共有之甚おかしき事にて候

一諏訪治部事も来未年江戸詰来四月中出府之筈ニ御座候、央も罷在候付不入ものトハ東推察可有之候へとも、何分御勝手方を右一人に任せ置候而ハ、又川上同様成立□一条ト申様成事も有之、然ハ取除候ハ、何も子細無之事候へとも、夫にてハ余り又騒々敷も成立可申候との評議も有之、一往江戸詰にて気をぬき申候ハ、随分可宜との評議ニ迫り候而、右通りニ相成申候、又央もいつれ一度ハ御国許引越不被仰付候而ハ、御国中之者共承知無之事候付、ソロソロ右之下梅もいたし置不申而ハ不相成、旁 思召も被為在候而諏訪江戸詰為被仰付事ニ而候、別ニ子細ハ無之候、然ニ此江戸詰被仰付候ニ付而ハ大入りと相聞へ申候、別而困窮人故半御咎メ同前ニ而候

一諏訪御勝手方被仰付候後段々不都合之取扱等有之候付、其儀及対談候処一々一言も無之候、大赤面にて候、此事などもはや大評判ニ相成居申候哉ニ相聞へ申候、不相易私の山芋名高く相成困り

金之進申談置申候、是も極り次第可申上候、

一 御内用方足輕隨成もの大坂へ召置候様承知、御尤ニ御座候間、
人柄吟味之上申付候様可仕候、

〔理由〕 先ず故重豪の第七男左近の国元への下国一件の処理に苦心している文面から、発信地が江戸であることは確実である。更に左近は天保五年五月二十三日鹿兒島田浦で死去するので、それ以前であることも確実である（「追録」一四一巻）。またこの書簡は元来四月二十九日付の孫兵衛からの来簡に対する返書である。孫兵衛の書簡には齊興が四月二十八日無事伏見に到着したとの知らせがあつた。調所は恐らく孫兵衛が齊興一行を西之宮まで見送つてくれただろうと推察し「御苦勞千万奉存候」と礼を述べている。こうなると齊興の旅行は鹿兒島への帰国途中であると考えてよい。天保五年以前四月二十八日伏見着で齊興が帰国するのは天保四年以外にないので、天保四年のものと断定して差支えあるまい。

五 天保五年十月十六日（鹿兒島）

一 筆致啓上候、追日冷氣相催候砌罷成申候処、愈御安全御家内様
ニも御同様被成御座候由、いか斗く珍重御儀奉存候、

上様ニも去ル九日御機嫌能 御発駕被為在恐悦御同意奉存候、随
而小子ニも無異儀相勸罷在申候間、乍憚御休意可被下候、右

御発駕御当日被差立候飛脚より細書ニも差上申答候処、去月中
旬より殊之外御用多ニて、就中御発駕前後ニハ実ニ昼夜御用向に

東被取掛居申候へとも不相濟、夫故右便よりハ他筆を以乍漸荒増為申
上次第、眞平御免可被下候、

一 当方格別相易候儀も無之先ハ静謐之事ニ御座候、併三ヶ年罷下り
見不申候処品々崩立居候事共多、下着涯より今ニ日々山芋勝ニて
罷在申候、然とも如仰彼是六ヶ敷、人氣拘候様成事ハ過半彼の方
へ相譲り、拙者ニハ是まで手を附置候御改革方儀のミ取扱罷在申
候、此義ハくれく御懸念被下間敷候、かねく御噂も申上候通り
何分我意の一字ハ弥尽、折々其気味有カ之候へとも私罷在申候付余
リ六ヶ敷も成立不申候へとも、私出立跡何様ニ有之哉と甚此儀ハ
案罷在申候、然とも此比ニてハ

上様より押へられ候事も折々有之、夫より拙者よりも毎々右等の
事共有之候付何哉余程違ひ申候、乍併放スル馬は死ぬるまでと
とやら止ミは不致、扱々込入たるものニ御座候、尤御改革方之事
御手も不掛様ニ付甚仕合ニて候、夫と申も乍慮外一言も無之故ニ
て候、実ニ折々ハ掃除をいたしくれ候事共も有之位ニ御座候、拙
者遅参ニてもいたし候へハ御用向も御待居、何哉相談之趣種ニ相聞
へ申候、御笑ひ可被下候、

一 一昨々年琉人立之節混雜一件此比手を附取扱いたし候処、是ハ別
而六ヶ敷次第ニ而人々いか、取斗可申候哉と、脇よりも実ニ案罷
在候事候所二三字虫、過半無事平安之方ニ取扱出来掛り申候、

一 琉人江戸出立差掛五千両拝借返上一件甚難波カリカ、色々愁訴も申
出居候得共、容易取揚もいたさず、甚六ヶ敷様ニ取向ケ置申候付

君ニモ御安心可被下候、左候而虎様を御養子と取扱候ハ、段々江戸も手細ニ相成

上様御安心と奉存候

一愚子出坂比合之事細々被仰越逐一承知いたし候、央着候上ハ何分差急候様可致候、然ニ右ニモ申通り、左印一件旁ニ付少々日延ニ及候哉も難斗、何分出立ニ付而ハ、弥何日ト取極候ハ、町便を以早々申上候様可仕候、廿日比までニ央着有之候ハ、成丈ケ廿八日出立ニ可仕候、いつれ成行次第二候間、弥出立日限ハ町便より申越候様可致候間、左様御待居可被下候、段々御丁嚙被仰下難有奉存候、先ハ兩度御細書之御返答、右旁為御申越如此御座候、恐惶謹言

五月十四日

調所笑左衛門

濱村孫兵衛様

追而くれ／＼も時候御厭被下候様、乍憚御家内様へ万々よろしく御伝可被下候、且北南へもよろしく御伝声御たのミ申上候、みな／＼相待居候との趣、是よりも其通りと被仰聞置可被下候就中て印てる印なと伝言承知、南ハ色々様子も相替候由、大江風呂ニハとんだ事だねへ、長こまハ思ひの外扱々仕合ものにて候、どこかよひ所があると見へます之^{東身}もおかしな事にて候、暫之間ニ色々替るものニ而候、当方格別相易不申、右之一件ニ而急敷何方へも参り不申候所、先日大丸へ買物ニ織兵衛と八左衛門三人連ニて参り、帰掛さかひ丁若松やへ千代と立寄盃一と

いたし候所ニ、路之助参り候而、とんだ事があります、大坂之掛山の豊賀か来ていますといふから、よびに遣候所直ニ参り面会いたし候、殊ニ珍ニ珍敷所ニて逢大楽いたし、さかひ丁ニて少々天狗ニて候、三月初参りたりと申候、直ニ貴君之事承候付三月九日ニ出立為有之と申候所、扱々御残多事をやと、其時ハ疾ニ参居たりと申候、路之助相引なといたし候付、さかひ丁又ハ吉丁の山お千代など参り、まことに肝をつぶし居申候、能心持ニ而一盃のミ申候、扱安ニも京ニいますそふな、御処面安ニ書面も披見いたし候、則安ニの書面と貴君御手紙之内切ぬき坂印へ遣申候、坂印ニても皆々不相易由ニ御座候、おかめハ彼坊主か引せ別□へたのみ有之由、一日参り□ばんと存居申候へとも寸暇無之込入申候、去ル二日初而目黒へ参詣、橋印へ立寄深更まで吞申候、尤下役共召列参り申候、金杉りよと京都より参り居候兩人も呼申候処、京地ニ而富留と申地ニ出居候由申候、成ほど為存ものにて候、先□□□此度ハとんと埒明不申、其時久々振□位ニて一向得もの無之事ニ御座候、出立不致内ニかめハ是非横の字とやらねハ相済不申と楽居申候、甚右衛門も其後一度相見へ申候、兵助ハ時々相見へ申候、先達而高輪帰りニ高輪坂印へ一寸立寄盃一いたし、其時ハ何となしに帰り申候、四郎右衛門列ゆへ何も出来不申、此度之様不獮なる事ハむかしよりとんと無之候、是も身の為かと仕合ニ存申候、

一いまた取極メは不致候へとも、品ニより候ハ、木曾路といたし度

上承度候、初而大坂陣上^(首尾カ)□□ニて華々敷運ニても有之候哉、何分早承度大楽ニ罷在申候^{東、落}

一左近様御事御国許へ御下之事、日外より申上置候通ニ御座候間、色々狂言を致置候所、乍漸^{東、伏}当秋御下向と相成申候、夫ニ付而ハ

太守様 御隠居様より之御使私相勤候処、最初ハ御請無之、御台様御沙汰 三位様被仰置候など慥成証拠を引出御請無之、いつれ得と勘考並外ニ御相談之上何分御返答可被遊との御事ニ而、暫時ハ拙者も当惑いたし候、併是を^{東、迄}両三日と延し候ハ、ふき印や

其外知恵者へ御相談之上御取極御申立ニ相成候ハ、逆も埒ハ不明事と存候付、大赤つらと出掛、尤段々御腹立之上ニ而御過言らしき事なと有之候付、先御言葉とかめを第一ニいたし候而、當時

太守様御厄害ニ而被為入なから、御則答御出来不被成とハ甚御心得違と存候、又可被仰進とても御家老中申談御下向御願申上候而も、御聞濟無之候而ハ不相成、

三位様御在世中之事今更被仰出候逆、誰も御承知候者老人も無御座候、他家ニも段々有之候事、^{東、候脱}既岡山殿なども二御隠居様共ニ御在所より御家老共出府、奉願御国許へ被為入候事ハ御存候事と存候然ハ御厄害之御手前様

太守様 御隠居様より被 仰進候儀を御背被成候道理可有御座候哉、是ハ急度御心得違と奉存候間、弥御則答ニ御^{請カ}不被仰上候而ハ、私ニハ相濟不申事と奉存候など、其外引事等ニ而理解ニ及候所、乍漸落儀ニ而御請と相成、誠ニ氣之毒とも何とも難申候へ

とも、実ハ御下向之方御自身ニも往々御仕合ニ而候間、後々ニハ笑左衛門力能事をいふてくれたと御心付ニ相違も有之間敷と存申候、先右様の六ヶ敷次第ニ而、乍漸御下リニ相向、早束より御供

方旁御手当ニ取掛、もはや是も大概取^{極カ}出来申候、就而ハ又少と御入価ニ入申候へとも、始終之御為ニ候間御仕合ニ御座候、当八

月廿一日^(江戸カ)□□御発途之筈候、女中も三人は被召列筈候、当分之御目かけ外ニ兩人と申上置候、且亦高輪始末扱々大難渋、今ニ愁訴

之面々多、是も狂言^{朝よりカ}晩まで赤つら役のミ御察可被下候、赤つら序ニ何も欵も打崩参り申候間、左様御聞置可被下候、一日も早く出

坂少しは命のせんたくニても不致候而ハのし申さん事ニ御座候^{東、太郎・左印カ}

一右左印一件ニ付而ハ、松周防公始脇坂公など、も毎々伺ひいたし^{東、公}彼是御願も申上旁ニ而御都合ニ取斗申候、然ニいまちと掛念成

ハ彼のふき印ニ御座候、此者いか様知恵をふるひ候やも難斗候付御台様御方ハちゃんとふせき方いたし置候、然ニ

三位様御在世中ニ大鷹ニ据御拝領為被為在御事候処、右之御鷹を銀ニ而二据新御出来ニ而、老ツハ御国許御仏殿老ツハ高輪福寿亭明神殿江

御台様御寄附被遊候逆、先日二据白かね江相送り申候而、御国許行一据ハ左近様御持下りと相成候模様、又御台様より御錢別御品までももはや御手当有之なと申事承出急申候、左候へハもはやふき印何様申立候而も、逆も御止メハ無之と存、先ハ安心仕候、右様之所迄も取掛有之事候付、此度ハ十分ニ出来候事と存申候、貴

外御放念可被下候、且亦安之進ニも首尾好無事ニ御供ニ而通行いたし候段も御しらせ被下、殊彼是御唵嚙被仰聞家来新蔵迄も御下知被成下候趣、御配慮被下候段万々辱厚御礼申上候、嚙々御供中厄害ニ相成候半と心配いたし候、併谷元分而彼是世話いたし候段承、先ハ安心いたし候

一御着伏則より嚙々御用多ニ而万端御配慮被下候事東半と存申候、右八郎へ大概ハ伝授いたし遣候かいか、に候哉、無覚束存申候、又□□に薩仁など世話ニ而、琵琶東、二二面入 御覽候由、又道勝ニも品々差出候様御下知為被下由、何卒跡より目六御見せ被下候との御事稟相待居申候、中三日御滞留ニ而ハ 近衛様御使者旁御供中も昼之内ハ急敷東、染々しいたしたる事も有之間敷、就中無頓着之面々故何れ不行届事のミと掛而心遣ニ存申候、西之宮までハ弥御出張為被下事と奉察申候、何も御苦勞千万奉存候

一平資ニハ近頃不快勝ニ而余り出勤も無之、此度上伏も無之由弥病氣ニ御座候や、又何ぞ故障筋ニ而も到来ハ不仕哉、ちと心配ニ存申候、其外連中ハ不相易上伏之由仕合ニ存申候、三日の御滞留ニハ候へとも、夜分ハ何ぞ御催ニても為有之事哉と掛東、迄而是も察罷在申候、

一御内用方御長持も廿三日ニ無滞宇都持届候由、左候而下坂右格護方旁御配慮被下、猶浪華よりハ高崎泰蔵両人才領と相成廿八日出立為致由、先ハ安心之次第ニ御座候、田中へも手強密事之時も被仰聞被下候と相見へ、甚不快千万成書面も相見へ申候、夫程ニ無

之候而ハ不相成、能々御打こみ被下候事と書面ニ而安心いたし候御国許著之都合も兩人江も申聞、猶藤五郎へ細々申遣置申候、御掛念被下間敷候、扱先日より金之進へ申付、是迄御内用方より御取替相成居候株々差引為致候所寔ニ夥敷事ニ而、拙者ニも算面を一見驚入候次第ニ御座候、併能時先相応御備ニも相成候故、御吉凶共御都合ニ相成申候、偏ニ貴君之御工夫のミより起りたる事、感心又厚御礼も申述候事ニ御座候、此儀ハ誰も不存、夫こそ貴君と拙者の胸の内斗ニ而出来たる狂言ニ相違も無之候、あの崩たる所をケ様之御都合ニなしたるも兩人、為人間もおそろしき知恵成東、をものと感心いたし候、就而ハ兼而御示之通り勝て甲之緒も有之、何分是よりか大じの場合ニ御座候と、至極念を入申候事ニ御座候一砂糖入札一件も細々先便より被仰下委曲承知いたし候、何卒去年通ニ尻上リニいたし度欲心ニ御座候、何分御任せ申候間御工夫可給候、いつれ兩年ハ直組当カニて勝利を得候より外手段も無之事候付何も宜御たのミ申進候、未琉球之左右ハ無之哉、去年残リ之砂糖相応有之候付、あやまちの高名ニ付大案候品(所カ)ニ御座候、先度平八・甚兵衛書状遣候、厚御礼申上呉候様拙者より申出申候、左様御聞置可被下候、其時申遣候琉球ハ当年免哉角砂糖出来候やに兩人より申遣候、同所なり其通りニて先ハ宜仕合ニ而候

一央ニも去月廿七日著坂則上伏見ニ而御機嫌等相同、猶滞東、之在候事共も貴君より御伺被下候処、滞坂滞京も御免ニ為相成由、扱諸所都合ハ何様ニ而為有之候哉、早出坂之

是ハ深き事如海高き事如山相違無之候、猶出坂候上可申上存候カ万謝者申上度候

一 田中始其外へ宜又平資東、進近半其外とも宜敷東、別二□□□□能々御心得御たのミ申上候、何卒天満祭りニハ是非間ニ逢候様御含居被仰可被下候、東、仰せ

一 木曾路御手柄之程細々承知仕度、定而諸所ニて御取付とハ浦山敷奉存候、決而生ものニ而御樂と存申候、是非実事御洩御座候様御□□候頼カ

一 伏見ニては彼是御用向被仰付候而可有之、何も右八郎へ細々申聞置候間、同人江私同様ニ被仰聞候ハ、決而御都合宜候間左様御心得可被下候、西之宮までも弥被召列ニ相違無之候間是亦左様御含可被下候、同所ニてハ鳥渡いたしたる品ハ進上可致カ存申候、申サハ虎やの琥珀糖之様品ニて宜候半、何歎拝頼カ□□品も可有之と存候間東、河右御用意御尤ニ存申候

一 高輪始末扱々六ヶ敷困り入申候、是ハ央より余程ちんを取候程ハなり不申候間、同人通坂之節左様御承□置可被下候東、返

一 大化院様も九州路にて二日御日延相成たる由候間、夫丈夫出立も後候半と存申候、何卒同人ハ余計滞留カ□□ハ御免可被下候、とふそ中東、と三日ニいたし度事と存申候、無理成事候へともこ、元成行中々手に及不申、実ニ今二三度之喰事時々得給カ不申候事ノミ御座候、御推察可被下候、今朝も御代参より白かね江被呼候、是より又大名小路まで参り申候事ニ御座候、去月駕籠代八両三分ニて候、是ニ

て大概御察可被下候、今日も右通御座候間細事得不申上、荒々一左右まで如此御座候、恐惶謹言

四月十八日

廣郷花押

浜村孫兵衛様

人々御中

〔理由〕本書簡を天保四年とするのは「上様ニも弥去ル十五日朝五ツ時（中略）御発駕、神奈川江七時分御光著」とある四月十五日に江戸から帰国の途についたのは、天保四年であることによる。『追録』卷一六一によると齊興はこの年四月十五日江戸を發つて六月三日鹿兒島に帰着している。また「三位様（重豪）御逝去」は天保四年正月十五日で、文面からみて逝去の年とみられるからである。

四 天保四年五月十四日（江戸）

尚々田中善左衛門方へ此度ハ書状も不遣候間、乍慮外宜御伝聲可被下候、左候而一昨十二日出東、し之飛脚便よりハ貴君江も書状不遣候間、是亦左様御心得可被下候

四月廿九日付伏見カ之出之御細書逐一承知いたし候

上様長途無御滞御宿割之通被遊御通行、去月廿八日御着伏益御機嫌能被遊御滞留候段承知仕、万々難有次第奉存候、次ニ貴君弥御勇壯被成御勤珍重御儀奉存候、於浪華も御家内様御揃御安康被成候由奉寿賀候、随而小子無異儀相勤居申候間乍慮

御付人ニ而金方勤ニ被^{東、付}仰^{東、付}答候、左候へハ大概御褒美沙汰も相片付仕合ニ御座候、

一早玉一件何分今にもやく、いたし扱々込入たる事ニ御座候、拙者

老人ニてハ彼是いたしかね候事も有之候間、央帰罷候上申談何卒

無事平安ニいたし度山々相含居申候、是ハ極内々之事候付^{東、に}此度央

通坂ニも是ハ御口外御無用御たのみ申上候、亀太郎ニハ御留守居

見習被^{東、諸}仰^{東、諸}付^{東、諸}詰所へ相勤候所、向々請も宜仕合ニて候、周防守様へ

両日中私罷上ル^{東、儀}賦ニ御座候、此度ハ屹与品右衛門咄も出、貴君事

も何と歎ニ仰に違ひ無之、先日も外御用向ニ而亀太郎、鉄蔵へ面

会いたし候所、笑左衛門殿ニハ何ツ比出坂ニ候哉など、委^{マ、}く、左

候而笑左衛門殿へ宜申呉候様と至極丁寧成伝言も承申候、屹度何

れ申掛ニ違ひ無之、左様候ハ、渡りの船面白咄ニ相成可申候、何

も御^{東、御脱}含居可被下候、

一長崎表之儀何分少々氣請崩候様ニ相聞へ込入申候、何故かと申候

へハ是迄屋しきより頼切りの水野公御退役ニも相成候半、夫ニ

三位様御逝去ニ候而ハ、定而何歎相替ニて可有之との掛念より起

りたる事と相聞へ申候、唐物和製一件等ハ水野公一向此方御為ニ

無之、却而御邪魔ニて為有之位ニ付、もし御替りとも被為在候ハ

、実ニ却而仕合ニ御座候、夫ニ長崎奉行大草能登守殿ニハもはや

□勤故此度転役ニ相違無之、仍而

太守様御弓之御師匠佐橋市左衛門殿^{東、門脱}と申御目付衆当分筆頭之人故

同人を長崎奉行へ折角 太守様御聲掛ニ而相^{東、門脱}□□、もしも此人

など奉行と参候ハ、夫ハ寔是も渡り船ニ御座候、左様之都合ニ御

座候間今日長崎江も右旁細々申遣候、拙者書状相届地役人共懇意^{東、御}

之向ニ内^{東、意}実打明申候ハ、定而腹もすハリ候義と存申候、是まで

二ノ丸ニ而御統料取斗ハ

太守様厚

思召被為在、御内用方取扱ニ任せとの事なども申聞候ハ、可致大^{東、儀}

慶と存申候、又拙者帰郷掛出崎いたし、地役人共をた、き廻し候

ハ、一言ハ有之間敷と存申候、何分是よりハ彼是面白相成候間諸

事手早相片付、貴君兼而御伝授通り茶人と相成候所第一と昼夜此

事のみ楽居申候、是亦御一笑可被下候、

一大坂表御門之事ハ先日凶師崎へ咄置申候、扱孫兵衛もとんた事

を申男ニて候、大坂御屋しき御門此度孫兵衛など新規出来上候付

古御門を拙者二十五両ニ取入呉候様申聞候事ニ御座候、成程大坂

ニてハとんといたし方の無^{東、之}候故込入たるニハ相違無之、併十五両

ニハちと込入候へとも、又御国許ニ而出来候へハ夫ニてハ逆も出

来ハ不致故、随分取入可遣と申置候間、御内々 御聞ニ入置くれ

候様ニ申置候間、左様御含居可被下候

一六百金之事何卒此度高崎泰蔵・宇都長兵衛罷下り候付、右兩人江

御引渡被下候様御たのミ申上候、追々国許家作ニ取掛処金子拂底

候様申遣候付、此度能便に御座候間右へ御引渡被下度御たのミ申

上候、右金辻一件ニ付而ハ何とも貴君御厚恩忘却不仕候、彼是偏

御蔭を以^{禄、力}官録相備家名も相立、何と御礼申上様も無之事ニ御座候

座候事、珍重御儀奉存候、貴所様二もこ、元御出立より、定而長

途無御滞御無異二御日割通御着坂有之候御事と、いか斗いか斗いか恐悦至極

奉存候、随而小子無異儀相動居申候間、乍憚御休意可被下候

一上様二も弥去ル十五日朝五ツ時益御機嫌能被遊御発駕、神奈川江

七時分

御光著、猶御勇猛被為入候段も申来難有奉存候、是迄八日和続申

候宜候間、川々御差支も不被為在候事と是のミ奉折居申候、次二

安之進二も弥御供にて致出立、是亦息才御供いたし候趣神奈川よ

り申遣、仕合二御座候、瀧助も今太を見おくり二遣候処とこまで

列て参り候や、今太今日迄も罷帰り不申、神奈川までハ龍瑞も参

り候処、是非箱根までハ参り候様為申由候へとも、是ハ師匠方へ

用事有之迎罷帰たる由候間、今太今少シハ召列候半と存申候、兼

而彼是御叮嚀被仰聞候付、此段も千代(ちよと)と申へ候、御一笑可被下

候、伏見着之上ハ何歎御下知被下候様御たのみ申上候

一貴君御出立後何も格別相易候儀も無之、弥江戸中静謐二御座候

一去ル十一日十二日比日天並月之色殊之外赤く有之、色々雑説を申

事と、京都大火又ハあさ間燃候など色々風評二御座候、是共力先

珍敷内二御座候、外相替不申候、例之金杉辺目黒又ハ坂甚なども

不相易、時二安次ハいか、二候哉、もはや御面会御座候哉、(前カ)□太

夫も今二何分埒明不申候哉二相聞へ申候

一十式万程十二竿二入付去ル十日宇都長兵衛才領にて差立遣候、追

々着坂と存申候、其折も申上候通、大坂よりハ高崎泰蔵・長兵衛

兩人にて中国九州才領いたし参候様御下知可被下候、下才領も平

次郎・庄蔵東作二ても参り候哉、御取斗可被下候、重き品故持散し候

心遣ハ先薄候へとも、何分非常ハ油断不相成候、くれくも念入

候様御下知可被下候、下之関渡海も小倉へ渡り候は、三里にて候

間、大里之老里(マ)りを渡り候様下知いたし置候事二御座候、右様十

二万遣候而ハ当方へ残り殊に少く相成申候へとも、何分余計残置

候所彼是不宜事も考付次二ハ心遣二御座候間、十二万之下シに取

斗申候、委細ハ不遠出坂候上御打合可申候、扱琉人方其外入拂一

向不行届、一昨日者新納をした、かやり付置申候俄彼是取調取掛

申候、御推察可被下候、一向油断相成不申候、又高輪引拂二付い

つれ夫丈ケハ減少之事候付、是も明白二相分る様申付置候、然と

も迎も行届申間敷と存候間、金之進へ申付取調候事二御座候、扱

是ハ思ひ之外減少無之事二相見へ申候、是も委く書面いたし持上

り御目掛可申候、当分左印下り一件二取掛居申候、何分ふき印放

し申間敷と一統掛念居、いまた表申出二不相成候、能々頭をすへ

取斗不申候而ハ容易二首尾二ハ相成不申、□□□□とのとハ是二

御座候

一金之進二も御納戸奉行にて是迄通被仰付、難有事カ□□□二御座候自人

よりも吹聴申上候事と存申候、貴君私など段々難有被仰付候付

金之進二も右様二ても不被仰付候而ハ、ちと平仄逢不申候故にて

候、於

御国許も猿渡彦左衛門と申者金之進同様精勤之者候付、東に是も長崎

御出張被下候様御願申上候、四日市辺ならハ猶難有、いつれ弥十三日出立相成候ハ、十二日仕出町飛脚を以御しらせ奉申上候、是非十三日之考ニ御座候、左候而差急度事候へともいまた短日ニも候間十三泊り十四日ニ罷通り度存申候、見附と申宿割故甚宿割六ヶ敷御笑可被下候

一 近半始一統へもよろしく御傳聲奉頼候、実ニ一向寸暇無之、今日も琉球人習礼ニ而昼程より右へ取掛細書認かね申候、

一 早川環此度御昇進骨折相勤候付、三十五人賄料並去年五十石御切米其身一世被下置候へとも永世被成下候事

一 倅亀太郎 若殿様御附御小納戸見習被仰付候

一 猪飼鉦太郎

高輪御付御小納戸頭取御小納戸勤被仰付候事

一段々御用向も差掛候付、是非来ル九日方迄当方出立いたし候様細々被仰越様逐一相通シ申候、右之成行故折角早相仕廻是非十三日ニハ出立候様可致候

一 扱琉球表^並三島沖永良部島大変、何とも苦々敷込入たる次第にて候御国許より之飛脚未着無之候付委く事相分り不申候へとも、右様^{東、左}大変ニ付而ハ仰之通自 公辺御届沙汰ニ及候半、若其儀不申来候ハ、此方ニ而取斗御届申上候様可致候、如仰昨年御入価多候所右様災変扱々残多事ニ御座候、併もはやいたし方無之、何分右を申立猶亦御儉約御申渡候様可致候、近比何分諸々ゆるみたかり困入居候付早々申渡候様可致候、来年之所何分六ヶ敷年柄ニ候間今

より御工夫被成下度

一如仰島方取救一件御尤千万存申候間、近便より御国許へ申遣候様可致候、

一 久永一件高金迄被仰遣候趣何様之事候哉、甚掛念ニ存申候、何分御ぬかりなく宜御取斗御座候様御たのみ申上候、別而取急貴報のミ、いつれ不遠上坂旁積御用談可申述候^{東、遣}已上

調所笑左衛門

又十一月六日

浜村孫兵衛様

追而御家内様ニも万々よろしく被仰上可被下候、不遠出坂又御厄害ニ成り上可申候、例御守り等之事ハよろしく御たのミ申上候

一 いつれ此度も先出京之考ニ御座候、夫より下坂可致候間左様御納得可被下候、

〔理由〕年代比定の理由は、まず十一月が閏月というのは天保三年であること、斉興が正四位下に昇進したのは同年閏十一月であること（^{「日記雜録追」と「録」卷二五九}）、猪飼鉦太郎が高輪附御小納戸頭取御小納戸勤になったのがこの年であること（^{「猪飼鉦太郎」役職中文書}）等により、天保三年は動かし難い。

三 天保四年四月十八日（江戸）

一 筆致啓上候、薄暑之砌御座候処、御家内様御揃弥御安康被成御

安之進ニも無異儀相勤居候間、乍憚御休慮可被下候、扱先日より書状ニ而も差上度山々存居候へ共、琉球人着後殊之外用向多端ニ有之、中ニハ琉球人公辺御目見習札等も毎々有之、夫ニ私ニも来年

若殿様御下向御供被仰付候付、是亦則より彼是取扱向等有旁打交り一向寸暇無之、尤著当日ニハ夜入候而より高輪へ御用ニ付罷出候処、其御地成行御方之儀なと委く御尋御座候付、始終之成行細々申上候処殊之外御歎被為在、此度ハ出府不致残多なと、御沙汰も被為在難有次第奉存候、夫より日々高輪へ罷出白かねカへも同様折々罷出、夫より琉球人公辺御目見之習札なとも御城より坊主東人立入来、是も毎々有之用向ハ不相易多端ニ而、朝夕食事さへも晴々得給不申位ニ御座候、寔ニ寸暇無之込入申候、夫故書状等も得差上不申候、央も同様ニ而大かた近比ニ而ハ夜入退出いたし事故(ママ)一円寸暇無之事ニ御座候ニ付、書状差出候儀大延引真平御免可被下候、去ル朔日ニハ參勤之御札被仰上、央私ニも公辺江御目見被仰付、翌二日ニハ

太守様御用御召ニ而御登城被為在候処、正四位下ニ御加階被仰出寔ニ恐悦無此上 御自身様ニも至極之御悦ニ被為在候、扱是ニ付而ハ早環殊之外骨折、迎も御成就無之事候所大働ニ而御成就ニ相成、至我々難有次第奉存候、御道中へも日々慥飛脚を以彼是伺越候而、乍漸御成就ニ為相成次第御座候、先々貴君ニも御安心可被下候、就而ハ先金子六千両程御入用差当り相見へ候付、別紙を

以申越通り候間早々為替取組差下し可給候、尤早川環・高田郷左衛門へ向差下し可給候、

一年末嵩続ケも央連名ニ而申上候通り候間、是亦毎之通御差下し可給候

一出立前御答申置候

三位様へ年々二千両御内々被進並家賃方六百両余之金子未相届候間、是亦御差下し可給候、もはや拙者ニハ出立跡ニ相成可申候間環方へ向ケ御下シ可給候、委く申次置候様可致候、

一御積金方も追々二三万両程相届候間、慥ニ西向御中用藏御格護いたし置候、夜廻り旁も行届候様手当も申渡、猶環へも細々申談置申候、

一四日琉球人登城も相済又明七日登城之筈候、日々程習札旁ニ而寸暇無之込入申候、今日なとも御城坊主衆なと多人數入来ニ而習札に御座候、実之唐人故役々我々共ニも骨か折レ込入申候、来ル九日上野參詣之筈候、是迄ハ拙者も先乘不致候而ハ不相成故是迄相勤、夫より御供方御用向相片付、是非来ル十三日ニ当方出立可致所存に御座候、尤十三日出立候ハ、其節又々町便を以弥之儀ハ申越候様可致候、十三日相違有之間敷存申候

一高輪万端之都合至極宜別而仕合之事に御座候

一安之進事も 若殿様御供被仰付候付此度ハ又跡残シ置申候、為御心得此段申上候

一草津辺迄又御出迎可被下何卒御太儀千万御座候へとも、御繰合

一聽印一件先達而より細々被仰遣、又三原なども粗模様被仰遣候御下書致拝見、至極私にも仕合ニ御座候、諸事不手廻りニ成立候哉益前過分金子借入等為有之由、然ハ弥不融通ニ相違無之候、不実之御躰何とも心外千万ニ御座候、孰出坂候上細々御談可申上候、一砂糖直段不相替宜候趣追々被仰下、一々達御聽候処、別而御満足被為在、偏貴君大働と折々 御汰沙も被為在御事ニ御座候、弥当月一日御国許被 遊御発駕御賦ニ御座候、去月廿九日式日飛脚今朝通行ニ付承候処、弥朔日 御発駕候段申出候、仍而小子ニも中途折角差急八日も早く著坂、彼是御用向相仕廻伏見罷上り御待申上候積りニ御座候、貴君ニハ西之宮迄御迎ニ被差越夫より直ニ伏見迄御供ニ而御上り被成候而宜御座候、自出坂之上旁御打合可申上候

一式万金之内五千両琉球人立方へ相渡、其外一手支配肩取御取揚之品々過半御取揚ニ相成申候、然処肥後佐敷江泊り候処、金之進所宿亭主咄ニハ、御国様ニ而も富興行一手支配肩取等之品々御取揚ニ相成候由、嚙々御領国中大慶仕候半、就而ハ我々共も難有諸事交易相弁、別而難有など、為申事候由、扱々（毎カ）毎早く触廻ルものと恐入申、夫ニ八代ニ而ハ此両三年砂糖御取（縮カ）り御行届故此辺別而込入、無所大坂より買下し申候処もはや拂底故、又々比度千丁買下シニ遣候との咄ニ付、覺左衛門何程ニ買入哉と承候処、大坂老奴式三分ニ而買入、当所ニ而ハ丁錢百八拾四文位ニ売申由ニ為申由、扱々面白事ニ成立申候、早々御しらせ申上候、偏ニ是ハ貴

君彼是御氣張為被下故、ケ様ニ成立申候、御礼申上候、一去月廿九日式日飛脚今日当所迄参著ニて御国許御左右承候処、弥当月一日琉球人被召列 太守様被遊 御発駕候段申来候、恐悦御同意ニ御座候、飛脚差急候故細事不申上、不遠出坂之上と何も荒々如此ニ候、恐惶謹言

九月六日

調所笑左衛門

筑前黒崎より

濱村孫兵衛様

追而御長屋之儀も彼是御配慮ニ而、是非私出坂まで御出来置被下候御賦之由、何分宜奉頼候、西之宮迄ハ是非（東、迄より）御出迎被下候様奉願候、此度ハ御家老方書役知識七左衛門並高崎用直七左衛門三人同道ニ而御座候、左様御承知可被下候

〔理由〕既に拙著「薩摩の模合と質屋——南日本庶民金融史」（大和学）でも考証した通り、天保前後藩主島津斉興が琉球謝恩使を同道して九月一日鹿児島を出発して出府の途についたのは、天保三年以外にならぬというのが年代比定の理由である。

二、天保三年閏十一月六日（江戸）

尚々

御加階御書付ハ央より奉差上候由ニ付拙者よりハ不申遣候十一月卅日附之尊書昨五日相届致拝見候、寒冷相増申候処御家内様御揃愈御堅勝被成御勤、いか斗く目出度存申候、随而愚子並

〔史料紹介〕

調所笑左衛門書簡とその年代比定

芳 即 正

鹿児島県立図書館に「調所笑左衛門書簡集」なる写本があつて十
一通を収め、これを底本とした写本が東大史料編纂所にある。筆者
が昭和三十六年図書館本を筆写したものと比べると東大本との間に
若干の差異がある。今度それを校訂しようとしたら図書館本は現在
行方不明という。この十一通はすべて調所のブレーションとなつた大阪
の町人浜村孫兵衛宛のもので、調所の財政改革の一端を示す貴重な
生の史料である。しかしそのすべてが月日だけあつて年代は記され
ていない。そこでまず東大本と筆者写本とを校合して比較的正確と
思われる書簡集を作成しておくことは今日の急務と考えられ、でき
たらその年代比定をも行つておけば今後の利用に一層有効であると思
われる。そこで以下に筆者の行つた比定年代に従つて古いものか
ら順次掲載し、各書簡のあとに年代比定の理由を記す。尚図書館本、
東大本共に不明の文字は草書体で写して、右側に「本ノママ」と傍
注がある。そこでこの部分は欠字として□で記し、しかも原写本の
相当箇処に「○○歟」と傍注を施したものであるので、それは「○
○カ」と傍注した。ただ「本ノママ」とだけあつて傍注のないもの
があり、これを筆者が推読したものには（○○カ）と傍に括弧書き

した。また脱字・誤字と思われるものは（ママ）とし、「ル」は「ル」より」と改めた。即ち括弧書きはすべて筆者の注記であり、また句
読点も便宜上筆者が付けた。書簡文は筆者写本を底本とし、東大本
の異なる箇処は 東、○○ と注記した。

尚調所書簡の刊行されたものは「島津齊彬文書」上卷（吉川弘文
館刊）に、天保十二年九月十九日島津久宝（カ）宛と弘化三年十一
月二十七日種子島時助宛各一通が収められておる。未刊本は弘化年
間十二月二十八日家族宛一通が別に県立図書館にある。

一、天保三年九月六日（黒崎）

一筆致啓上候、追日秋冷相催候処御家内様御揃御堅勝被成御座
いか斗く珍重御儀奉存候、随而小子無事家内共同様相暮居候間
乍慮外御放念可被下候、扱近々御仕出之御書通一々相達申候、其
御地ニ而も格別不相替由、先達中日照リニ而世上一統難渋之年柄
国元迎も同断込入申候、然ハ私御国元御用向昼夜ニ掛相仕廻、去
月十六日出立今日筑前黒崎江参著、明七日下之関渡海いたし、中
国路十三泊リ之十四日ニ通行之筈候、滞さへ無之候へハ十九日西
之宮泊リニ而廿日著坂之積リ御座候間、御都合相調申候ハ、何卒
大蔵谷西之宮迄迄御出迎被下候様奉願申候、例之通もし順風宜候
ハ、芸州廿日市島より乗船いたし候ハ、海上次第二ハ一両日早
著も難斗事候間左様御含居可被下候、尤廿日市と申より乗船にて
大かた尾之道迄差越申事御座候、遠方迄海上乗行申事ニ而ハ無之
是亦左様御承知置可被下候